



許可番号 第 02900153788 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市北区天神橋二丁目1番25号

氏 名 有限会社ポログレス  
代表取締役 北山 良平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井正吾



許可の年月日 令和 2年10月15日

許可の有効年月日 令和 7年10月14日

### 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

#### 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、  
金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、工作物の新築・改築又は除去に伴  
って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)  
※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上8種類

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行 う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

### 3. 許可の条件

該当なし

### 4. 許可の更新または変更の状況

令和 2年10月15日 新規許可

### 5. 積替え許可の有無 無

### 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

大阪府大阪市北区天神橋二丁目1番25号  
有限会社ポログレス 殿

令和2年8月18日付けで許可申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり許可します。

なお、事業の運営にあたっては、下記留意事項に注意して行ってください。

令和2年10月15日

奈良県知事 荒井正吾



1. 事業の区分、取り扱う産業廃棄物の種類等

事業の区分	積替え保管を含まない		
取り扱う産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む）、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を含む）※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上8種類		
許可番号	02900153788	許可期限	令和7年10月14日

留意事項

- 事業の範囲を変更しようとするときは、事前に連絡のうえ、指示を受けること。
- 許可を更新する場合は、許可期限までに更新許可申請を行うこと。
- 住所、氏名、役員、車両、車両保管場所等を変更したときは、10日（法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に所定の手続きをすること。
- 事業場ごとに帳簿を備え、法に定められた事項について毎月末までに前月分を記載し、1年ごとに閉鎖し、その後5年間は保存すること。
- 運搬車両の保管場所は、  
大阪府大阪市西淀川区佃4-8-6、平野区加美鞍作1-10-32、八尾市太田3-222
- 運搬車両は、  
なにわ400ま4323、なにわ400ほ6697、なにわ480う4080、なにわ400ふ2123、大阪400む2157、  
大阪100た2365、大阪100た2366、なにわ400わ8836、なにわ400わ8830、なにわ400わ8831、  
なにわ400わ9077、なにわ400わ8802、なにわ400わ9131 以上13台

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は、奈良県知事となります）。なお、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、その期間内であってもその裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。